

プルトニウム混合燃料に関する懇談会傍聴要領

プルトニウム混合燃料に関する懇談会

1. 傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

(傍聴希望者が定員を超え多数予想される場合は、抽選により行います。)

2. 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長または係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

(3) 非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないでください。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないでください。

(4) 携帯電話、PHS等の通信機器を使用しないでください。

(5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

※第1回懇談会において、案は了承されました。